計画作成年度	令和３年度
計　画　主　体	美祢市

美祢市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
美祢市　建設農林部　農林課　有害鳥獣対策室
〒759-2292
山口県美祢市大嶺町東分326番地1
電　話　番　号：0837-52-1115
ﾌｧｯｸｽ番 号：0837-52-0387
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：nourin@city.mine.lg.jp

１. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、シカ、タヌキ、ノウサギ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、アナグマ、カラス、ドバト
計画期間	令和 4 年度～令和 6 年度
対象地域	山口県美祢市

２. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和 2 年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品　　目	被害面積 （被害量）	被害金額
イノシシ	水稲	7.76ha	9,047 千円
	豆類、果樹、筍	2.30ha	734 千円
サ　ル	水稲、麦類、果樹、野菜	2.00ha	3,743 千円
	生しいたけ	120kg	120 千円
シ　カ	水稲、麦類	1.76ha	1,084 千円
	造林木	4.64ha	8,218 千円
タ ヌ キ	野菜、果樹等	0.00ha	0 千円
ノウサギ	造林木等	0.00ha	0 千円
アライグマ	果樹等	0.01ha	60 千円
ヌートリア	水稲、野菜等	0.01ha	42 千円
ハクビシン	野菜、果樹等	0.00ha	0 千円
アナグマ	野菜、果樹等	0.00ha	0 千円
カ ラ ス	野菜、果樹等	0.09ha	419 千円
ド バ ト	大豆、麦等	0.00ha	0 千円
合　計		18.57ha 120 kg	23,467 千円

（２）被害の傾向

イノシシ	市内全域に生息しており、冬～春期は林産物、春～秋期は農産物、通年では農地の掘り起こしの被害が発生している。特に、水稲被害は深刻なものとなっている。また、市西部では栗に被害が発生している。 近年は、幼獣が住宅地に出没し、花壇や家庭菜園を掘り起こす生活環境被害も発生しており、被害地域が拡大している。
サ　ル	放置山林及び耕作放棄地の増加により、市内全域に生息地が拡大しており、通年で野菜、果樹を中心に被害が発生している。 過去には、はなれザルによる人身被害が発生しており、生活環境への被害が懸念される。
シ　カ	市内全域に生息地が拡大しており、特に、市北部及び西部の個体数は多く、被害は深刻となっている。造林木の被害が中心となっているが、水稲、麦、豆類の被害は増加傾向にある。 また、道路や鉄道での接触事故も多数発生しており、被害地域が拡大している。
タ ヌ キ	市内全域に生息しており、自家用の野菜、果樹を中心に被害が発生している。生息域や個体数はアライグマやアナグマとの競合で減少傾向にあると推察される。
ノウサギ	市内全域に生息しており、造林木を中心に被害が発生していると推察されるが、軽微なためか被害報告はない。
アライグマ、アナグマ	市内全域に生息地が拡大しており、野菜、果樹を中心に被害が発生している。家庭菜園や放任果樹が主なえさ場になっており、個体数は増加傾向にあるため、被害の拡大が懸念される。
ヌートリア	市内全域で目撃情報があり、主にため池や河川付近に生息が確認され、水稲や野菜への被害が発生している。個体数は増加傾向にあり、被害の拡大が懸念される。
ハクビシン	市内全域で目撃情報があり、自家用の野菜、果樹を中心に被害が発生している。他獣種との錯誤情報も多いため、個体数は少ないと推察される。 また、家屋の屋根裏に棲みつく生活環境への被害も懸念される。
カ ラ ス	市内全域に生息しており、通年で野菜、果樹を中心に被害が発生している。特に、夏～秋期は被害が多くなっている。
ド バ ト	市内全域に生息しており、麦、大豆を中心に被害が発生していると推察されるが、軽微なためか被害報告はない。

（３）被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 （令和２年度）	目標値 （令和４年度）	 （令和５年度）	 （令和６年度）
イノシシ	面積	10.06ha	9.60ha	9.30ha	9.05ha
	金額	9,781 千円	9,290 千円	9,050 千円	8,802 千円
サ　　ル	面積	2.00ha	1.90ha	1.85ha	1.80ha
	金額	3,863 千円	3,670 千円	3,570 千円	3,476 千円
シ　　カ	面積	6.40ha	6.10ha	5.90ha	5.76ha
	金額	9,302 千円	8,840 千円	8,600 千円	8,371 千円
タ ヌ キ	面積	0.00ha	―	―	―
	金額	0 千円	―	―	―
ノウサギ	面積	0.00ha	―	―	―
	金額	0 千円	―	―	―
アライグマ	面積	0.01ha	0.01ha	0.01ha	0.01ha
	金額	60 千円	57 千円	56 千円	54 千円
ヌートリア	面積	0.01ha	0.01ha	0.01ha	0.01ha
	金額	42 千円	40 千円	38 千円	37 千円
ハクビシン	面積	0.00ha	―	―	―
	金額	0 千円	―	―	―
アナグマ	面積	0.00ha	―	―	―
	金額	0 千円	―	―	―
カ ラ ス	面積	0.09ha	0.09ha	0.08ha	0.08ha
	金額	419 千円	400 千円	390 千円	377 千円
ド バ ト	面積	0.00ha	―	―	―
	金額	0 千円	―	―	―
合　計	面積	18.57ha	17.71ha	17.15ha	16.71ha
	金額	23,467 千円	22,297 千円	21,704 千円	21,117 千円

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた 被害防止対策	課　　題
捕獲等に 関する取組	・旧市町単位で有害鳥獣捕獲隊を編成し、捕獲を実施 ・狩猟登録者に対する狩猟免許取得費用の補助 ・猟友会と連携し、年間を通しての捕獲体制を整備 ・捕獲奨励金の支給 ・捕獲機材の導入及び補助 ・小動物用の小型捕獲機材の貸し出し	・高齢化により有害鳥獣捕獲隊員が減少しており、銃所持者も減少している。 ・農家の減少、耕作放棄地の増加、空家の増加により有害鳥獣の個体数の増加、生息域が拡大している。 ・市街地での出没が増加傾向にあり、これに対応するため、実施隊の体制強化が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	・市境に設置したシカ用防護柵の維持管理 ・各種事業を活用し、地域単位での防護柵設置の推進 ・個人での防護柵設置に対する補助	・防護柵が未設置の地域へ鳥獣が移動し、被害を引き起こしている。 ・高齢化により防護柵の維持管理が困難となってきている。
生息環境管理その他の取組	・各種事業を活用し、繁茂竹林伐採や農地の保全管理による緩衝帯の整備 ・出前講座等による地域単位での鳥獣被害対策の推進 ・ホームページによる情報発信	・点在農地が多いうえに、耕作放棄地が増加しており、地域単位での取組が困難となってきている。 ・被害が発生している地域の住民が一体となって鳥獣被害対策に取組む意識の醸成が必要である。

（５）今後の取組方針

① 狩猟免許取得を推進し、有害鳥獣捕獲隊員の確保を図る。
② 出前講座、集落環境調査等による地域単位での鳥獣被害対策を推進する。
③ 各種事業を活用し、地域単位での防護柵設置を推進する。
④ 捕獲機材（ＩＣＴ機器等含む）を導入整備し、捕獲活動を推進する。
⑤ 山口型放牧（耕作放棄地での放牧）を活用した緩衝帯整備を推進する。
⑥ 美祢市鳥獣被害対策実施隊の体制強化を図る。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

美祢市有害鳥獣捕獲隊 （山口県美祢猟友会、 山口県美秋猟友会）	美祢市有害鳥獣被害防止対策協議会が地区毎に捕獲隊を編成し、有害鳥獣の追払い及び捕獲を行う。
美祢市鳥獣被害対策実施隊	情報収集、追払い及び捕獲を行う。

（２）その他捕獲に関する取組

年　　度	対象鳥獣	取組内容
令和４年度 ～ 令和６年度	イノシシ、サル、シカ、タヌキ、ノウサギ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、アナグマ、カラス、ドバト	・美祢市有害鳥獣被害防止対策協議会と連携して、捕獲機材（箱わな等）の導入整備を推進する。また、小型の箱わなを貸し出し、自衛によるヌートリアやアライグマ等の小動物の捕獲を推進する。 ・狩猟免許取得を推進し、捕獲の担い手確保を図る。 ・ＩＣＴ等を活用した捕獲を推進し、捕獲の省力化を図る。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

イノシシ

農作物の被害は、高い水準にあり、積極的な捕獲が必要であるため、捕獲計画数を 1,200 頭とする。

・捕獲実績（頭）

H28	H29	H30	R1	R2
643	1,096	817	699	1,130

サ　　ル

生息域の拡大に伴い被害は増加傾向にあり、積極的な捕獲が必要であるため、捕獲計画数を 100 頭とする。

・捕獲実績（頭）

H28	H29	H30	R1	R2
67	77	86	89	92

<table>
<tr><td>シ　　カ</td><td>生息域の拡大、個体数の増加に伴い、被害は増加傾向にあり、積極的な捕獲が必要であるため、捕獲計画数を1,200頭とする。
・捕獲実績（頭）<table><tr><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th></tr><tr><td>312</td><td>744</td><td>460</td><td>683</td><td>1,056</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>タ ヌ キ</td><td>主に自家用の農作物に被害が発生しており、継続的な捕獲が必要であるため、捕獲計画数を20頭とする。
・捕獲実績（頭）<table><tr><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th></tr><tr><td>21</td><td>26</td><td>9</td><td>8</td><td>12</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>ノウサギ</td><td>近年の捕獲実績はないが、造林木被害防止のため、捕獲計画数を10羽とする。
・捕獲実績（羽）<table><tr><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th></tr><tr><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>アライグマ</td><td>生息域の拡大、個体数の増加に伴い、被害は増加傾向にある。また、特定外来生物のため、完全排除を目標とし、捕獲計画数を50頭とする。
・捕獲実績（頭）<table><tr><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th></tr><tr><td>－</td><td>1</td><td>18</td><td>17</td><td>33</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>ヌートリア</td><td>生息域の拡大、個体数の増加に伴い、被害は増加傾向にある。また、特定外来生物のため、完全排除を目標とし、捕獲計画数を70頭とする。
・捕獲実績（頭）<table><tr><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th></tr><tr><td>－</td><td>－</td><td>12</td><td>20</td><td>55</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>ハクビシン</td><td>主に自家用の農作物に被害が発生しており、継続的な捕獲が必要であるため、捕獲計画数を10頭とする。
・捕獲実績（頭）<table><tr><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th></tr><tr><td>－</td><td>1</td><td>4</td><td>1</td><td>6</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>アナグマ</td><td>生息域の拡大、個体数の増加に伴い、被害の増加が懸念されるため、捕獲計画数を 30 頭とする。
・捕獲実績（頭）<table><tr><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th></tr><tr><td>－</td><td>2</td><td>9</td><td>9</td><td>19</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>カ ラ ス</td><td>毎年、農作物の被害が発生しており、継続的な捕獲が必要であるため、捕獲計画数を 20 羽とする。
・捕獲実績（羽）<table><tr><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th></tr><tr><td>18</td><td>2</td><td>21</td><td>10</td><td>5</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>ド バ ト</td><td>近年の捕獲実績はないが、穀物被害防止ため、捕獲計画数を 10 羽とする。
・捕獲実績（羽）<table><tr><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th></tr><tr><td>－</td><td>49</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr></table></td></tr>
</table>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
イノシシ	1,200 頭	1,200 頭	1,200 頭
サ　ル	100 頭	100 頭	100 頭
シ　カ	1,200 頭	1,200 頭	1,200 頭
タ ヌ キ	20 頭	20 頭	20 頭
ノウサギ	10 羽	10 羽	10 羽
アライグマ	50 頭	50 頭	50 頭
ヌートリア	70 頭	70 頭	70 頭
ハクビシン	10 頭	10 頭	10 頭
アナグマ	30 頭	30 頭	30 頭
カ ラ ス	20 羽	20 羽	20 羽
ド バ ト	10 羽	10 羽	10 羽

捕獲等の取組内容
捕獲予定時期は、狩猟期間を除き（鳥獣保護区等の規制区域及びサルについては狩猟期間を含む）、銃器及びわなを用いて捕獲する。また、捕獲予定場所は山間部、農用地を中心に、各地域において猟友会等と協議し設定する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	柵の種類	整備内容		
		令和４年度	令和５年度	令和６年度
イノシシ	ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵	3,000m	3,000m	3,000m
	金網柵	1,000m	1,000m	1,000m
	電気柵	500m	500m	500m
	トタン柵	1,000m	1,000m	1,000m
サ　ル	電気柵等	500m	500m	500m
シ　カ	ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵	10,000m	10,000m	10,000m
	ネット柵	25,000m	25,000m	25,000m
	金網柵	1,000m	1,000m	1,000m
	電気柵	500m	500m	500m

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和4年度　～　令和6年度
イノシシ、サル、シカ、タヌキ、ノウサギ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、アナグマ、カラス、ドバト	・地域単位での鳥獣被害対策を推進する。（集落環境調査等による侵入防止柵の点検、追い払い活動等） ・各種事業を活用した侵入防止柵の補修、改良を推進する。

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年　　度	対象鳥獣	取組内容
令和４年度 ～ 令和６年度	イノシシ、サル、シカ、タヌキ、ノウサギ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、アナグマ、カラス、ドバト	・地域単位での鳥獣被害対策を推進する。（放任果樹の除去等） ・各種事業を活用した緩衝帯の整備を推進する。（繁茂竹林の伐採、山口型放牧、農地の保全管理等） ・出前講座やホームページにより被害防止に関する知識の普及を図る。

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役　　割
美祢市	情報収集、現地調査、連絡調整、住民への注意喚起、パトロール、追い払い又は捕獲、保護
山口県美祢猟友会 山口県美秋猟友会	被害状況の確認、追い払い又は捕獲、保護
山口県美祢農林水産事務所	情報収集、連絡調整、保護、対策の指導又は助言
山口県美祢警察署	連絡調整、住民への注意喚起、パトロール、追い払い、捕獲等の応援

（２）緊急時の連絡体制

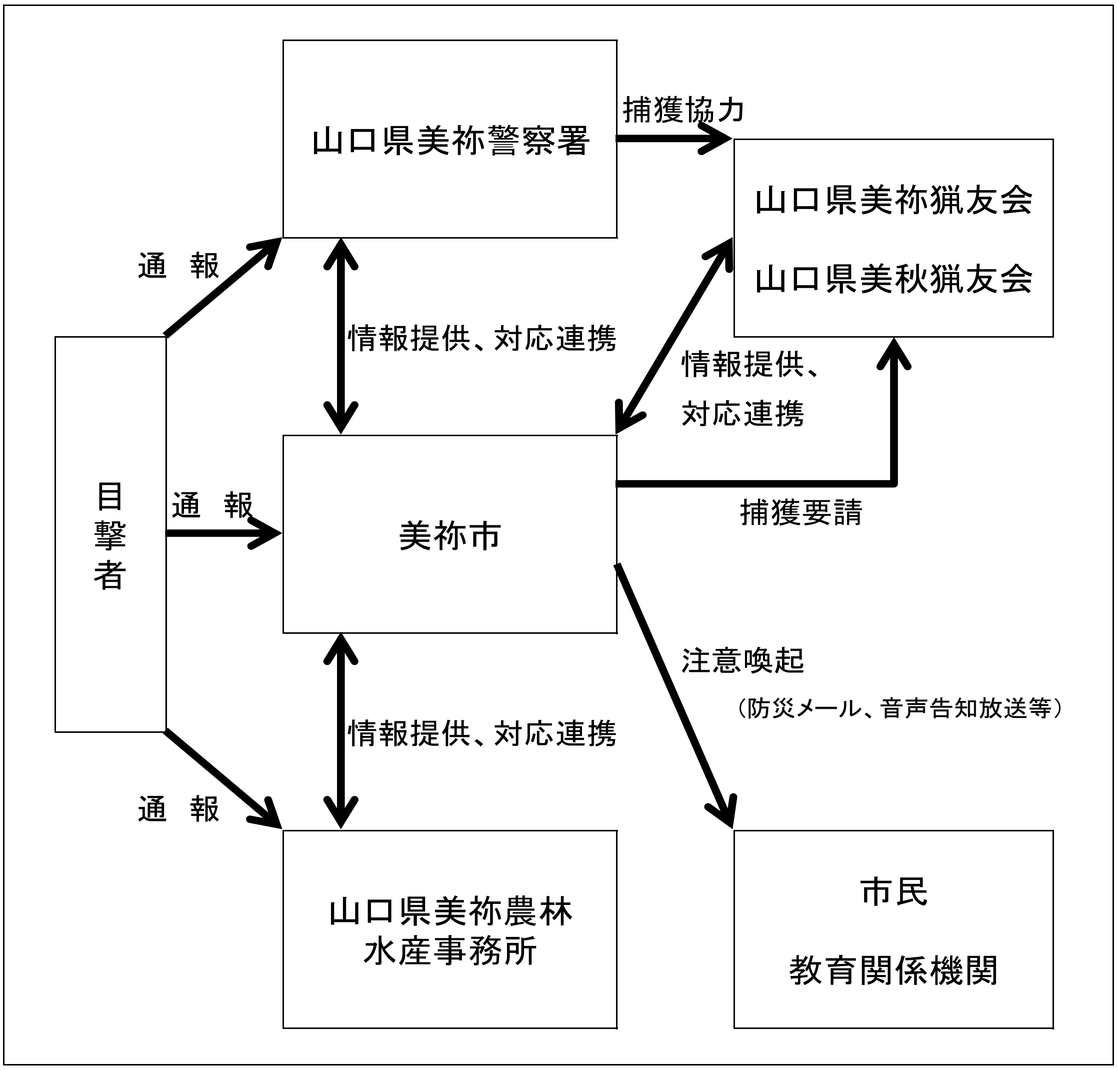

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、原則として、捕獲後速やかに埋設処理または持ち帰り処理する。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	主に捕獲者の自家利用であり、処理加工施設及び市内飲食店での取り扱いも少ないため、今後の検討課題とする。

ペットフード	一部捕獲者の自家利用を除いて利用がないため、今後の検討課題とする。
皮革	
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	

（２）処理加工施設の取組

民営処理加工施設に対して、必要に応じて支援を行う。

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

食品利用の需要が高まった場合は、必要に応じて捕獲者に対し、捕獲から搬入までの衛生管理に関する知識の普及を図る。

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	美祢市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役　割
美祢市建設農林部農林課	事務局の担当、情報の提供、施策の立案
山口県美祢猟友会	情報の提供、対象鳥獣の捕獲
山口県美秋猟友会	
山口県鳥獣保護管理員	情報の提供、鳥獣の管理に関する助言、指導
山口県農業共済組合西部支所	被害状況の把握、情報の提供
山口県農業協同組合美祢統括本部	
カルスト森林組合	
美祢市農業委員会	情報の提供
美祢市防災危機管理室	
山口県美祢農林水産事務所	情報の提供、被害防止技術等の助言、指導
山口県美祢警察署	情報の提供、住民の安全確保

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役　　割
山口県農林総合技術センター	有害鳥獣関連情報、被害防止技術、捕獲技術及び捕獲機材の提供

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・平成 24 年度に市職員による実施隊を設置し、有害鳥獣の捕獲推進等の被害防止対策、被害の相談及び対策の情報提供を行う。（令和 4 年 3 月現在　隊員数　8 名）

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

山口県が設置している美祢地域鳥獣被害対策地域ぐるみ推進チームが実施する対策に関係機関と連携し取り組み、地域ぐるみで取り組む活動の推進及び知識の普及、習得により、対策の実施体制の維持及び強化を図る。

１０．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・山口県西部鳥獣被害広域対策協議会が実施する広域対策に近隣市と連携し取り組む。
・自助、共助、公助それぞれが連携し、被害地域が地域ぐるみで生息地管理、防護、捕獲を総合的にバランスよく取り組めるように対策を行う。